

平成30年

広島県夏の交通安全運動

実施要綱



広島県交通対策協議会

広島地方検察庁，中国運輸局，第六管区海上保安本部，広島労働局，中国地方整備局，広島県，広島県教育委員会，広島県警察，広島県市長会，広島県町村会，広島市，西日本旅客鉄道株式会社，西日本高速道路株式会社，本州四国連絡高速道路株式会社，広島県道路公社，広島高速道路公社，（公財）広島県交通安全協会，（一社）広島県安全運転管理協議会，（一社）広島県指定自動車学校協会，広島県交通安全母の会，広島県二輪車普及安全協会，（一社）日本自動車連盟広島支部，（公社）広島県バス協会，（一社）広島県タクシー協会，広島県個人タクシー協会，（公社）広島県トラック協会，（公財）広島県老人クラブ連合会，自動車安全運転センター広島県事務所

1 目 的

この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故のない安全で安心な交通社会を実現することを目的とする。

2 期 間

平成30年7月11日(水)から7月20日(金)までの10日間

3 主 催

広島県交通対策協議会

4 協 賛 ・ 後 援

別記のとおり



5 スローガン

『**危ないよ スマホじゃなくて 周り見て**』

平成30年広島県交通安全キャッチフレーズ

『**なくそう交通死亡事故・アンダー75作戦**
～2020年へ向けて～』

6 運動の重点

広島県では、交通事故死者数の半数以上を高齢者が占めている状態が続き、高齢者の安全確保が強く求められていること、未だ、飲酒運転による事故が後を絶たず発生しており「飲酒運転を絶対に許さない」環境づくりを一層推進していく必要があること、自転車による危険な運転が後を絶たず、自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上に対する関心が高まっていることから、これらの交通情勢に的確に対処するため、次の3点を重点に定め、広島県夏の交通安全運動を推進する。



運動の重点

- (1) 高齢者の交通事故防止
- (2) 飲酒運転の根絶
- (3) 自転車の安全利用の推進



7 運動重点等の推進項目

高齢者の交通事故防止

高齢者の交通安全意識の高揚を図り、車両運転・同乗中、自転車乗用中、歩行中における安全行動を促進するとともに、高齢者に対する保護意識の醸成を図るため、次の項目を推進する。

- (1) 夕暮れ時や夜間における歩行中・自転車乗用中の反射材用品の着用やLEDライト携行等の広報啓発活動の推進
- (2) 「点ける  広島県」ライト点灯運動の推進
夕暮れ時における自動車・二輪車の前照灯の早めの点灯と、原則上向き点灯（ハイビーム）の励行（対向車や先行車がいる場合を除く。）及び自転車の前照灯の早めの点灯により、車両運転者と高齢歩行者双方の交通安全意識の高揚と視認性を高める。
- (3) 各主体の自主的な取組を推進するため新たに設定した「高齢者の交通安全の日」（毎月10日）と連動した広報啓発活動の推進
- (4) 高齢者以外の世代に対して、高齢者の特性に関する理解を促進し、高齢者に対する保護意識を醸成する広報啓発活動の推進
- (5) 加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響や運転時等の危険予測の重要性に関する理解の促進
- (6) 高齢運転者ドックや高齢者自転車教室、歩行シミュレータ等、高齢運転者に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- (7) 70歳以上の運転者に対する高齢運転者標章（高齢者マーク）の使用促進と高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底
- (8) 高齢の歩行者・電動車いす利用者・自転車利用者に対する安全な道路横断の周知徹底等、交通ルールの遵守に関する交通安全指導、保護・誘導活動の促進
- (9) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底と着用の必要性・効果に関する理解の促進
- (10) 高齢者が日常的に利用する医療・金融機関、福祉施設、店舗等との連携による広報啓発活動の促進
- (11) 老人クラブやコミュニティーリーダー等に対する教養や交通安全に関する資料提供等による自主的な交通安全教育の推進
- (12) 生活道路等における歩行者・自転車の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進

- (13) 運転免許証の自主返納制度の周知と返納者への支援措置及び運転適性相談窓口の周知等による自主返納の促進
- (14) 高齢運転者に多く見られる操作ミス等による交通事故の防止に効果のある、安全運転サポート車（サポカーS）の体験乗車会の開催等による普及促進



飲酒運転の根絶

広く県民に、飲酒運転の悪質性・危険性や飲酒運転による交通事故の悲惨さを訴え、「飲酒運転を絶対にしない・させない」規範意識の確立を図るとともに、飲酒運転がなくならない背景にある、アルコール依存症及び多量飲酒などの問題飲酒行動を総合的に解決するため、次の項目を推進する。

- (1) 交通事故被害者等の声を反映した、広報啓発活動等を通じ、地域、職場、家庭等における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- (2) 「飲酒運転根絶宣言店登録事業」と「ハンドルキーパー運動」の連動などによる運転者への酒類提供禁止の徹底
- (3) 各主体の自主的な取組を推進するため新たに設定した「飲酒運転根絶の日」（毎月20日）と連動した広報啓発活動の推進
- (4) 広島県アルコール健康障害対策推進計画に基づき、アルコール依存症や多量飲酒等、飲酒運転の原因となる問題飲酒行動に対する理解の促進と適切な対応、相談窓口の周知
- (5) アルコール摂取が車両の運転に及ぼす影響やアルコールの分解消化に要する時間など、アルコールに関する正しい知識と理解を深める運転者教育の推進
- (6) 飲酒運転の罰則、行政処分とともに、飲酒運転を助長する禁止行為（酒類提供、車両貸与、同乗）の類型や厳しい処分を受けることの周知
- (7) 飲酒を伴う会合等の主催者（責任者）、施設管理者等に対して、自主的な飲酒運



転防止対策を促す啓発活動の推進

- (8) 事業者における飲酒運転根絶に向けた運転者教育，点呼時等におけるアルコール検知及びアルコール症スクリーニングテストの実施等，自主的な取組の促進
- (9) 飲酒運転の危険性等を認識するため，飲酒体験ゴーグル等を活用した体験型の交通安全教育の推進
- (10) アルコール健康障害対策基本法に関する理解の促進



自転車安全利用の推進

自転車利用者の交通事故防止とともに，自転車利用時における交通ルールの遵守と交通マナーの実践により，危険・迷惑行為を防止するため，次の項目を推進する。

- (1) 全ての自転車利用者に対し，自転車は「車両」とであるという認識と，「自転車安全利用五則」等を活用した基本的なルールの周知による，車両運転者としての規範意識の醸成
- (2) 各主体の自主的な取組を推進するため新たに設定した「自転車安全利用の日」（毎月１日）と連動した広報啓発活動の推進
- (3) 交通違反の罰則や交通事故の発生リスク，自転車運転者講習制度の周知
- (4) 街頭指導の強化等による自転車の交通ルールの遵守徹底
 - ① 自転車の通行方法（車道の左側通行や路側帯通行は道路の左側部分に限られる等）の指導と歩道通行時における歩行者優先の徹底
 - ② 二人乗り，傘差し，並進の禁止の徹底と，スマートフォン等使用，ヘッドホン使用等の危険性の周知と安全通行の徹底
 - ③ 夜間における前照灯の点灯の徹底並びに夕暮れ時等の早めの点灯及び反射材用品等の積極的な活用の促進
 - ④ 信号遵守，自転車横断帯の利用，交差点における安全確認・一時停止など，交通事故を防止するための基本的事項の徹底
 - ⑤ 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用及び幼児用座席に幼児を乗車させる際のシートベルトの着用並びに幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進
- (5) 街頭での自転車利用者に対する交通安全指導，保護・誘導活動の促進

- (6) 各自治体の交通安全日と連動した広報啓発活動の推進
- (7) 自転車の安全性能の確保に関する情報提供及び自転車の点検整備の励行
- (8) 交通事故加害者になった場合の責任の重大性や損害賠償責任保険等への加入の必要性等の周知



8 運動の実施要領

運動に当たっては、交通事故情勢が県民に正しく理解・認識され、本運動の重点及び推進項目の趣旨が定着して県民一人一人が交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、以下の要領により効果的に運動を展開するものとする。

また、それぞれの地域・職域の実態に応じ、最近の交通事故等の状況を考慮して交通安全の確保に必要な事項を積極的に推進すること。

なお、各関係機関・団体の実施事項の詳細については、広島県ホームページの「広島県交通安全お助けサイト」へ登載する。

推進機関等	推 進 事 項
主催機関・団体	1 主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。 2 主催機関・団体は、組織の特性を活かして地域住民が参加しやすいように創意・工夫し、以下のような諸活動を展開又は支援するものとする。 (1) 自動車教習所等の練習コース、視聴覚教材、シミュレータ、シートベルトコンビンサー、スケアード・ストレイト方式（恐怖を直視する体験型教育手法。スタントマンによる交通事故再現など）等を活用した参加・体験・実践型の各種交通安全教育や安全運転サポート車の体験乗車会等の実施 (2) 展示物等各種広報媒体を活用した街頭キャンペーン、交通安全指導、保護・誘導活動の実施 (3) 交通安全教材や地域の交通事故実態と特徴が容易に理解できる各種資料（交通事故統計、広報啓発資料等）の提供 3 主催機関・団体は、交通安全キャンペーンや交通安全教育等を通じて、反射材用品、明るい目立つ色の服装等の着用の必要性、シートベルトとチャイルドシートの着用効果、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響、運転中や歩きながらのスマートフォンの操作等の危険性、過労運転の危険性、飲酒運転・無免許運転・あおり運転等の悪質性・危険性に関する広報啓発活動を展開するものとする。 4 主催機関・団体は、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報車、地域ミニコミ紙等、各種の媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、運動重点を効果的に推進するための関連情報や各種事故実態に応じた事故防止対策を的確に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図るものとする。 5 主催機関・団体は、所属職員に対し、本運動の趣旨及び重点等の周知を図り、飲酒運転をしない・させないことはもとより、反射材用品等の着用や高齢者等に優しい運転の徹底、夕暮れ時における自動車等の前照灯の早めの点灯と原則上向き点灯（ハイビーム）の励行（対向車や先行車がいる場合を除く。）、交通ルールの遵守など、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配意をするものとする。

県・市区町	1 県及び市区町は、事前に運動の趣旨等について広く住民に周知し、住民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに、住民本位の運動として展開されるよう、地域の交通事故実態及び住民や交通事故被害者等のニーズ等を踏まえた実施に努めるものとする。 (1) 地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティア等との連携による参加・体験・実践型の交通安全教室の開催 (2) 交通安全教育を受ける機会のない高齢者を中心とした世帯訪問による個別指導、交通安全指導の実施 (3) 高齢者の交通事故実態に応じた具体的な指導、反射材用品、明るい目立つ色の服装等の着用及びシートベルトの着用効果等について理解を深める広報啓発活動の推進 (4) 高齢化が進む交通ボランティアの活性化及び各種交通安全キャンペーン等への若者参加の促進 (5) 交通ボランティア以外の各種ボランティア団体や民間企業への働き掛けによる交通安全草の根運動の活性化 2 対象別実施要領 (1) 地域・家庭等 自治会、町内会、老人クラブ、女性会等との連携による世代間交流を主体とした参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催するとともに、交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等を実施し、住民側から見た交通上の危険箇所等を積極的にくみ上げ、その把握と解消に努める。 また、家庭内における話し合いを通じ、反射材用品・明るい目立つ色の衣服などの着用効果等及び飲酒運転根絶などについての交通安全意識を高める。 (2) 高齢者福祉施設 施設責任者、医師、看護師等との連携により、参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催し、反射材用品・明るい目立つ色の衣服などの着用及びシートベルトの着用効果等について理解を深め、活用を促すとともに、歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等について指導を徹底する。 また、関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等を実施し、高齢者から見た交通上の危険箇所の把握と解消に努める。 (3) 保育所、幼稚園、小学校等 保護者、保育士、教師等との連携により、子ども、保護者、高齢者の三世代が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催し、地域ぐるみによる交通ルールの理解及び交通マナーの向上を図る。
--------------	--

県・市区町	(4) 職域における実施要領 職場の管理者、安全運転管理者、運行管理者等との連携により、事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等を開催し、飲酒運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知並びに高齢者等に対する優しい運転の徹底など、職域における交通安全意識の向上を図る。 また、社内広報紙を活用した積極的な広報啓発活動や、地域の各種交通安全啓発活動への参加を促進するため、安全運転や交通事故情勢に関するきめ細かな情報提供を行う。
協賛団体	協賛団体は、主催機関・団体を始め他の関係機関・団体との連携を密にして、地域と一体となった運動が展開されるよう、上記に準じて、組織の特性に応じた取組を推進するとともに、職員に対して、本運動の周知を図り、飲酒運転をしない・させないことはもとより、高齢者等に優しい運転の徹底や交通ルールの遵守など、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。

9 実施結果

この運動の実施結果を、**平成30年7月31日（火）**までに広島県交通対策協議会交通安全対策部会事務局（交通安全対策室）へ提出すること。（報告様式については、別途送付する。）



交通安全運動 ・ 後援団体

協賛 協賛団体

(順序不同)

陸上貨物運送事業 労働災害防止協会広島県支部	日本建設業連合会 中国支部	中国モーターサイクル スポーツ協会(M F J 中国)
広島県観光連盟	広島県高等学校長協会	広島県私立中学高等学校協会
広島県PTA連合会	広島県高等学校PTA連合会	広島県保育連盟連合会
中国地方鉄道協会	広島県農業協同組合中央会	広島県私立幼稚園連盟
日本自動車タイヤ協会 中国支部	日本道路建設業協会 中国支部	広島県自動車販売・整備団体 交通安全対策推進協議会
広島地方通運業連盟	広島県建設工業協会	広島県消防協会
広島駐車協会	広島県土木協会	広島県青年連合会
広島県レンタカー協会	広島県建設業協会連合会	広島青年会議所
軽自動車検査協会 広島主管事務所	建設業労働災害防止協会 広島県支部	青少年育成広島県民会議
広島県生命保険協会	広島県労働基準協会	広島県少年団体協議会
日本道路交通情報センター 広島センター	日本損害保険協会 中国支部	青少年赤十字 広島県指導者協議会
広島県自転車協同組合	広島県公民館連合会	広島県自動車教習所協会
損害保険料率算出機構 広島自賠責損害調査事務所	広島県地域女性団体 連絡協議会	全国共済農業協同組合連合会 広島県本部
広島県社会福祉協議会	海上保安協会広島地方本部	広島県公立中学校長会
広島県身体障害者団体連合会	中国旅客船協会連合会	広島県中小企業団体中央会
広島県リハビリテーション 協会	中国地方海運組合連合会	広島県経営者協会
広島県医師会	広島県ろうあ連盟	広島県商工会連合会
広島県歯科医師会	広島県肢体障害者連合会	広島県商店街振興組合連合会
広島弁護士会	広島県視覚障害者団体 連合会	広島県商工会議所連合会
日弁連交通事故相談センター 広島県支部	広島県高速道路 交通安全協議会	広島県人権擁護委員連合会
広島県二輪自動車協同組合	ひろしまこども夢財団	広島県連合小学校長会
郵便局株式会社	全標協広島県協会	マツダグループ交通安全 普及会連合会
広島県生活衛生 同業組合連合会	広島市地域女性団体 連絡協議会	日本スポーツ振興 センター広島支所
広島県石油商業組合	広島市交通安全母の会	広島県広島市道路利用者会議
自動車事故対策機構 広島主管支所	日本二輪車普及安全協会 広島支所	広島県行政書士会
広島県飲食業 生活衛生同業組合	広島県小売酒販組合連合会	

(77団体)

後援団体

中国新聞社	山陽新聞社広島支社	広島テレビ放送
朝日新聞社広島総局	日刊工業新聞社広島総局	広島ホームテレビ
毎日新聞 広島支局	共同通信社広島支局	テレビ新広島
読売新聞社広島総局	時事通信社広島支社	デイリースポーツ広島支社
産業経済新聞社広島支局	N H K 広島放送局	広島エフエム放送
日本経済新聞社広島支局	中国放送	

(17団体)